

平成29年7月18日

浄土宗宗務総長

豊岡 瞭 尔 殿

法制審議会会長

時 田 敏 孝

法制審議会答申書

法制審議会は、宗務総長から平成29年4月25日付で諮問された事項について、委員を招集し、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

● 諮問事項

- (1) 無住職寺院の増加に対応するための法制の要否及びその内容について
- (2) 特命住職がその選定要件である職を辞したときの措置に関する法制の要否及びその内容について
- (3) 特命住職の職務遂行にあたって、包括法人として一定の財政的支援を行うことが可能な体制の整備について

● 今回の諮問にかかる審議会開催日・開催場所

- (1) 平成29年 5月16日、17日 浄土宗宗務庁（京都）
- (2) 同 6月28日、29日 浄土宗宗務庁（京都）
- (3) 同 7月18日 浄土宗宗務庁（京都）

● 答申

本宗において、死亡その他の理由によって住職が欠けたまま、後任の住職の相承を行っていない寺院、すなわち無住職寺院の数はここ十数年ほぼ横ばいの経過である。

住職が欠けるということは、寺務を主宰し、教旨の宣布並びに法要儀式若しくは行事の執行及び檀信徒その他の信者を教化育成し、所属の僧侶及び寺族の指導に当たるべき存在がおらず、さらに法人（団体）運営面では、本宗寺院においては代表役員が欠けた状態となる。

一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いている状況は、宗教法人法第81条第4号の定めでは、裁判所が、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権でその解散を命ずることができる事由に当たり、寺院の存立にも影響を及ぼす非常事態であることは論をまたない。

これまで無住職寺院の対応としては、教区と連携を図りながら、現地調査を経て後任住職の就任や時には合併又は解散など、関係者に必要な指導を行うことで一定の成果を挙げてきている状況である。

しかしながら、ここ十数年において無住職寺院の数がほぼ横ばいとなっている理由は、上記のように無住職寺院に対する成果がある一方、同程度の水準で無住職寺院が増加しているためであると言える。

また、住職及び主任規程（宗規第35号）第6条の規定により、当該寺院の属する教区の役職にある者又は本宗の特別職のうちから選定される特命住職は、その選定要件である職を辞したときには当然特命住職を退くことになるが、その後任住職はどうあるべきかについて明文化されていないことから、そうしたケースにおいて特命住職を置いた趣旨が上手く後任住職に引き継がれなかった事例もある。

さらに、特命住職が置かれた寺院の経済的負担能力が不十分であることから、特命住職の職務を円滑に遂

行するために本宗が一定の財政出動を行う事例も発生している。

以上の実情を踏まえ、このたび当審議会に対して、無住職寺院対策と並行してそもそも無住職寺院を発生させない仕組み、また、特命住職がその選定要件である職を辞したときの後任住職に関する事項、そして、特命住職が寺院の環境整備を行う際に包括法人である本宗が一定の財政的支援を行うことができる体制に関して、それぞれ法制化の要否及びその内容について諮問されたことを確認し、審議を行った。

以下、審議した結果を記載し、諮問にかかる答申とする。

諮問事項 1. 無住職寺院の増加に対応するための法制の要否及びその内容について

(1) 無住職寺院について

はじめに、宗門法制における無住職寺院の定義の有無を確認したところ、「無住職寺院」と表記が見られる規程は、「寺院問題検討委員会設置に関する宗令（宗令第96号）」のみであり、それも第3条の所管事務の事項の中に「五 無住職寺院の実態に合わせた施策の検討と実施」とあるだけで、宗門法制上、無住職寺院の定義はなされていないことが分かった。

次に、当局から運用上の「無住職寺院」の定義を聴取したところ、「無住職寺院」とは「死亡その他の理由により住職が欠けた状態の寺院」のことを指し、その状態が3年以上継続している寺院を「長期無住職寺院」、3年未満を「短期無住職寺院」と呼称していることを確認した。

なお、「長期無住職寺院」は平成29年4月1日時点で全国に94カ寺が存在している状況である。

(2) 無住職寺院が発生する理由について

こうした無住職寺院がなぜ発生するのだろうか。当局と意見交換をしたところ、これまで取り組まれてきた長期無住職寺院の調査から判明している事実も含め、主に次のようなケースに分類できることが分かった。

一つは、住職後継者が決定しておらず、必要な法類登録を怠っている状態のまま、現住職が亡くなるケースである。この場合、後任の住職候補者の選定に中心的な役割を果たすべき、また後任の住職認証申請を行うべき立場である法類総代が不在であることから、そうした責任者が不在のまま、その後の手続きが進まず、結果として長期的な無住職寺院となる。

二つに、複数寺院の住職を務めている者が住職就任中に遷化した後、正住職寺院のみ後任の住職認証手続きが行われ、兼務寺院については手続きが放置されるケースである。

三つに、現住職が遷化した後、法類は存在するものの、諸事情により後任の住職候補者が選定できず、その後の手続きが進まないケースである。特に、住職候補者を選定する際に紛議が発生している、若しくは遠隔地に所在するなどの理由で法類としても当該寺院の兼務住職に就任する意向がない、又は単純に住職候補者が選定できないときなどがこれに当たる。

(3) 無住職寺院に対する現在の取り組みについて

無住職寺院の存在は、包括法人である本宗としても大きな問題であり、念仏道場、教化活動の拠点であるべき寺院の機能が発揮できず、法人としても代表者が不在となることから、国の法律又は宗門法制などに定められる義務が果たせない非常事態である。

こうしたことから、当局も各教区と連携を図りながら、現地調査を経て、後任住職の就任や時には合併又は解散など必要な指導が行われている。

中でも、教区長を当該寺院の住職に特命し、合併又は解散の手続きが行われることが多いが、一定の成果が見られる一方で、その対応には寺院関係者の理解や教区長をはじめとした当該教区の協力が必須であり、こうした対応が取れるのは実際のところごく一部の寺院に留まっている状況で、特に長期無住職寺院の多くは未だ住職不在のままである。

また、合併又は解散にともなう財産処分に目処が立たず、特命住職を置いたものの手続きが進まないケースもある。

(4) 無住職寺院に対する必要な施策と法制の要否について

一旦、無住職寺院となってしまう寺院に住職を置くことは容易ではない。

既に長期無住職寺院となっている寺院の対応については、寺院関係者や教区も協力しやすいように、抜本的な対策を打ち立てない限り、なかなか解消しないものと思われるが、この点については寺院問題検討委員会など適切な会議体で審議がなされるべきものであろう。

一方で、これ以上無住職寺院を増加させない未然施策が重要になってくるが、今法制による対応をしなければ、少子高齢、過疎の問題もあいまって無住職寺院の増加に歯止めがかからないものと思われることから、当審議会としてはその必要性を認めるものである。

(5) 法制の方向性について

①住職認証等の手続きについて

無住職寺院を増加させないためには、当該寺院において必ず住職の相承が行われるように促しつつ、特に住職が死亡その他の理由により欠けたとき、一定の期間内に後任の住職認証の申請をしない場合は、現行の「任意」という形ではなく、「必ず」特命住職を置くという法改正が必要であろう。

また、現行の住職及び主任規程（宗規第35号）並びに各寺院規則に規定されているとおり、速やかに後任住職を選ぶことができない場合は、一旦住職代務者を置き、その認証期間中に候補者を選定するという規定の必要性は変わらない。

ただし、住職が死亡その他の理由によって欠けた場合の住職代務者の認証期間は一年以内とし、必ずその期間内に住職候補者を選定する努力を促すこととする。そして、住職代務者の認証期間中に住職認証の申請をしないときには住職を特命することとする。

さらに、住職及び主任規程（宗規第35号）第6条第1項に見られる「六十日」、並びに同規程第13条に見られる「三月」という現行規程に鑑み、住職が死亡その他の理由により欠けたときには、まず六十日以内に住職認証の申請をすることを第一とし、六十日以内に候補者が選定できない場合は、それから三十日以内に住職代務者認証の申請をしなければならぬとする。そのうえで、この期間内に住職認証又は住職代務者認証のいずれの申請もしない場合は、最終的に住職を特命するという流れになる。

②特命住職の候補者について

特命住職の候補者については、住職及び主任規程（宗規第35号）第6条第4項には「当該寺院の属する教区の役職にある者又は本宗の特別職のうちから選定する」と規定されているが、候補者の調整がつかないケースも想定されることから、その後の寺院運営の正常化、後任住職の候補者の選定もしくは合併又は解散などの特命住職の職務に鑑みれば、当該寺院の属する教区の教区長が特命住職の候補者の最終的な受け皿となる法改正を行うべきであろう。

③法類総代について

住職が死亡その他の理由により欠けたときに、当該寺院に法類、法縁関係者が存在せず、住職認証の申請に必要な申請者である法類総代が選定できない場合も考えられることから、そうした場合には当該寺院が属する教区の教区長を法類総代とし、その後の手続きを進めるよう明示する規程改正も併せて必要である。

諮問事項 2. 特命住職がその選定要件である職を辞したときの措置に関する法制の要否及びその内容について

(1) 特命住職の解任に関する課題について

住職及び主任規程（宗規第35号）第6条第4項に、特命住職の候補者に関する規定がなされている。すなわち「当該寺院の属する教区の役職にある者又は本宗の特別職のうちから選定する」という規定である。

この規定に基づき、多くは教区長や教区議会議長などの教区の役職者が必要によって住職に特命されている状況である。また、同条第6項には「特命住職は、第4項に定める職を辞したとき又は置くべき理由がやんだときは、その職を退くものとする。」との規定がなされているため、教区長又は教区議会議長など、その役職を退いたときには併せて特命住職を解任することとしている。

しかしながら、この場合は特命住職を置くべき理由がやんでいない中での解任となることから、後任住職については当然改めて住職を特命すべきところではあるが、こうしたケースにおいて明確な規定がないために、例えば、特命住職の徒弟をして後任住職に就任させるなど、特命住職を置いた趣旨が引き継がれないことも考えられる。

特命住職の解任にあたり、公の意味合いを如何に担保するかという課題が現行規程に見られるのである。

(2) 特命住職の後任に関する法制の要否と内容について

特命住職の中には、寺院正常化のために後任住職を選定することが職務となるケースがある。

その場合は、特命住職並びに寺院関係者を中心に、公正に候補者が選定された暁には、特命住職の職務が遂行されたものとして、通常の住職認証の手続きがなされてしかるべきであろう。

しかしながら、教区長など役職の退任にともなって職務遂行中に特命住職が解任となるケースにおいては、当然、その置くべき理由がやんでいないということから、その後任も特命住職とすべきであり、その趣旨が間違われぬように必要な規程改正を行うべきであることを認めるものである。

そこで、住職及び主任規程（宗規第35号）第6条において、教区の役職を辞して解任となった特命住職の後任住職はなお特命するものとし、改めて当該寺院の属する教区の役職にある者又は本宗の特別職のうちから選定すると改正されたい。

諮問事項3. 特命住職の職務遂行にあたって、包括法人として一定の財政的支援を行うことが可能な体制の整備について

(1) 特命住職の職務遂行における課題について

特命住職の主な職務は、①後任住職選定、②寺院整備、③合併又は解散、④紛議対応が主なものである。

基本的には単一法人（宗教団体）として、当然当該寺院の経費によりその職務を果たしていかなければならないが、当該寺院に経済的な負担能力がなく、その職務遂行が困難な場合も認められる。

例えば、解散するために必要となる境内建物の解体整地費用や手続き費用であったり、昨今では懲戒処分となった前住職が必要な引継ぎをしない中で、後任として置かれた特命住職を訴える事例も発生しており、訴訟経費について当該寺院では対応できないケースも散見されている。

(2) 体制の整備とその内容について

こうした実情に鑑みれば、無住職寺院を増加させない取り組みと並行して、無住職寺院に置かれることになる特命住職の職務遂行を本宗として強力に支援する体制作りが必須であろう。

いわばこれらは無住職寺院対策という車の両輪であり、その対策が円滑に進むかどうかの大きな一因となるものである。

当審議会としては、特命住職の職務遂行にあたって、本宗が一定の財政的支援を行うことが可能な体制の整備は必要であることは認めるものの、その内容は当審議会の職務の範疇を超えることから、特命住職がおかれている実情をよく調査し、要望を聴取されたうえで、寺院問題検討委員会などの適切な会議体において協議されるよう当局に提言するものである。

以上、今回の審議結果を踏まえ、必要規程の改正について慎重に検討を加え、宗議会への提案並びに必要な調査研究を行われるよう答申とする。

以 上